

フリート契約のご案内

～ルールと仕組み～

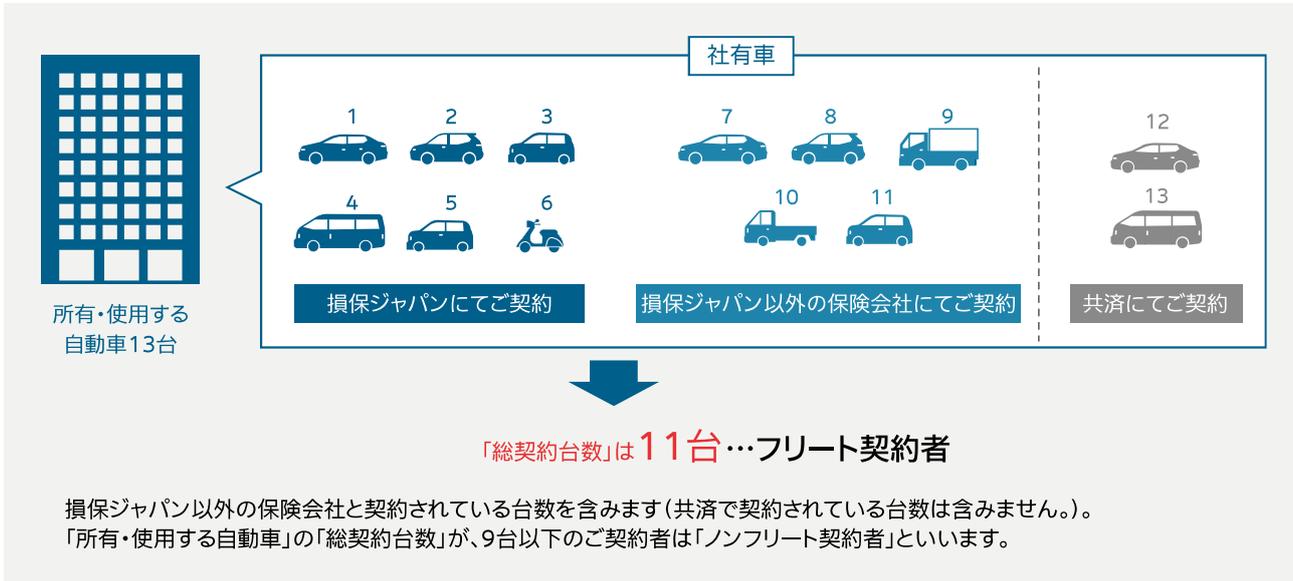


01

フリート契約者とは

フリート契約者とは、「所有・使用する自動車」の「総契約台数」※が10台以上のご契約者をいいます。

※「総契約台数」とは、ご契約期間が1年以上の自動車保険を締結した「所有・使用する自動車」の合計台数をいいます。



「所有・使用する自動車」とは

「所有・使用する自動車」とは、ご契約者が所有し、かつ自ら使用している自動車のことです。

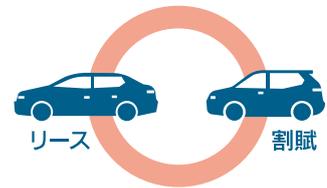
•ご契約者が使用している自動車であっても、会社の経営者・従業員などご契約者以外の方が所有する自動車は、「所有・使用する自動車」にあらず、フリート契約に含めることはできません。



•ご契約者が「所有権留保条項付売買契約※1により購入された自動車」、「リース業者から1年以上を期間として有償で借り受けた自動車(いわゆるリースカー)※2」、「国または地方公共団体から貸借契約により借り入れた自動車」も、ご契約者自ら使用していれば「所有・使用する自動車」に含まれます。

※1 「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店などが顧客に自動車販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

※2 1年以上の貸借契約期間満了後に連続して締結する1年未満の貸借契約などは1年以上を期間とする貸借契約とみなします。



具体的には…

- 自動車検査証などの「所有者欄」・「使用者欄」がご契約者名義となっている自動車
- 自動車検査証などの「所有者欄」が自動車販売店、「使用者欄」がご契約者となっている自動車
- 自動車検査証などの「所有者欄」がリース会社、「使用者欄」がご契約者となっている自動車

など

「所有・使用する自動車」の実態を確認するため、自動車検査証などの資料の確認が必要となります。

02 フリート契約とノンフリート契約の違い

フリート契約の特徴

①フリート契約とノンフリート契約は、保険料の仕組みが異なります。

フリート契約の基本保険料(割増引率を適用する前の保険料)は、ノンフリート契約の基本保険料とは異なります。そのため、フリート契約においてお支払いいただく保険料は、同じ割引率であってもノンフリート契約と保険料が異なる場合があります。

(注)フリート契約は、ノンフリート契約と異なり、運転者を本人・配偶者に限定したり、運転者の年齢条件を設定した割引を適用したりすることはできません。

	フリート契約	ノンフリート契約
基本保険料	フリート料率	ノンフリート料率
割増・割引の適用単位	ご契約者単位	自動車1台単位
割増・割引の決定方法	前年のフリート割増引率と総契約台数・保険料・保険金によって決まります。	前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間・保険期間・事故件数・事故内容によって決まります。

(注)フリート割増引率の決定方法はP③をご参照ください。

②ノンフリート契約よりも適用される割引率の幅が広がります。

フリート契約の割引率は、ご契約の総契約台数に応じて最大80%※まで適用されます(ノンフリート契約は最大63%)。また、ご契約の総契約台数に応じて、1年間で最大30%※まで割引率が進行します。

※総契約台数や前年適用料率に応じて最大割引率・最大進行幅が異なります。

③新たに取得された自動車にもご契約者単位の割引・割増が適用されます。

フリート契約者となったときから一定期間経過後、新たに取得された自動車にもフリート割増引率が適用されます。

詳しくはP③をご参照ください。

④台数によってフリート多数割引が適用されます。

フリート多数割引として、ご契約期間の初日における1保険証券の契約台数に応じた右記の割引率が適用されます。

また、フリート多数割引(10台以上)とフリート多数割引(9台以下)は保険料算出時の計算方法が異なります。

なお、保険期間の途中で新たに明細追加する自動車については、明細追加時における契約台数にかかわらず、現存契約に適用されている割引率を適用します。

(注)フリート多数割引(10台以上)はフリート割増引率に加算され、フリート多数割引(9台以下)は基本保険料に乗算されます。

	契約台数	割引率
フリート多数割引(10台以上)	10台以上	5%
フリート多数割引(9台以下)	2台	3%
	3台以上5台以下	4%
	6台以上9台以下	6%

<保険料算出の仕組み>

1保険証券が10台以上の場合(フリート割増引率に加算)

$$\text{フリート契約の保険料} = \frac{\text{基本保険料 (フリート料率)}}{1 + \frac{\text{フリート割増率}}{\text{フリート割引率}} - \frac{\text{フリート多数割引率 (10台以上)}}{\text{フリート割引率}}}$$

1保険証券が9台以下の場合(基本保険料に乗算)

$$\text{フリート契約の保険料} = \frac{\text{基本保険料 (フリート料率)}}{1 + \frac{\text{フリート割増率}}{\text{フリート割引率}}} \times \left(1 - \frac{\text{フリート多数割引率 (9台以下)}}{\text{フリート割引率}}\right)$$

⑤全車両一括特約をセットできます。

すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただき、一定の条件を満たす場合は、多くのメリットがある全車両一括特約をセットすることができます。全車両一括特約のメリットは、P⑤⑥をご参照ください。

03

フリート割増引率の仕組み

1. 10台到達後のフリート割増引率の決定方法

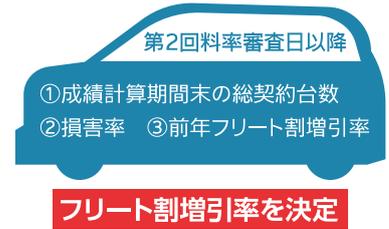
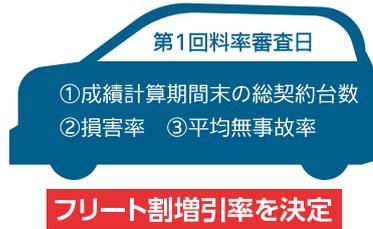
① 10台到達日*1以降「第1回料率審査日*2」の前日までにご契約期間が始まるご契約については、基本保険料はフリート料率を適用し、割増引率は自動車1台ごとに、それまでに適用されていたノンフリート等級(1~20等級)、事故有係数適用期間と事故件数に応じたノンフリート等級別料率係数を適用します。

※1 「10台到達日」とは、所有・使用する自動車の総契約台数が10台となった時点を行います。

※2 10台到達日に全車両一括特約をセットする場合は、10台到達日の1年後の応当日を「第1回料率審査日」といいます。

また、10台到達日に全車両一括特約をセットしない場合は、10台到達日の1年6か月後の月の初日を「第1回料率審査日」といいます。

② 第1回料率審査日の1年後の応当日を第2回料率審査日とします。第1回料率審査日以降、第2回料率審査日の前日までにご契約期間が始まるご契約については、右記のとおり成績計算期間末の総契約台数、成績計算期間内の損害率(保険料に対する保険金の割合)、平均無事故率*により決定されたフリート割増引率をすべてのご契約自動車に適用します。



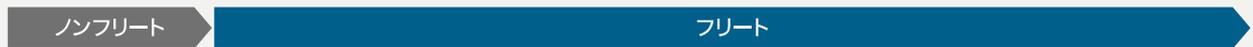
※「平均無事故率」とは、成績計算期間末におけるご契約の自動車のノンフリート等級別料率係数を用いて算出します。

2. 「成績計算期間」とは

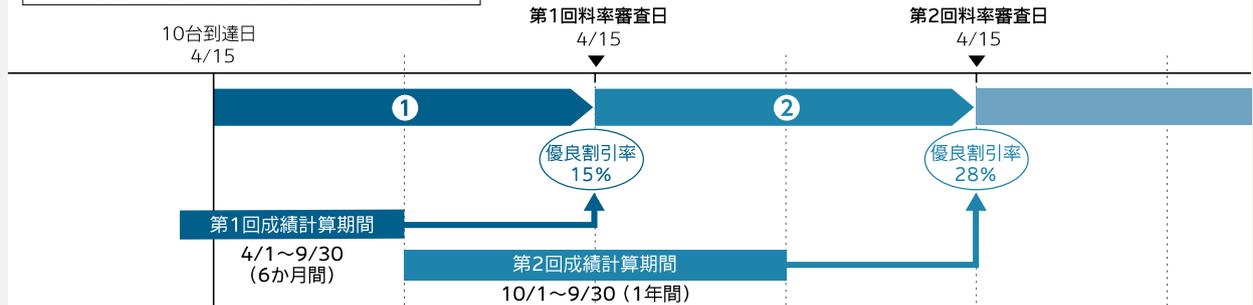
「成績計算期間」とは、フリート割増引率を決定するための損害率を計算する期間をいいます。

ご契約者が10台到達日に全車両一括特約をセットするか否かにより、成績計算期間が異なります。

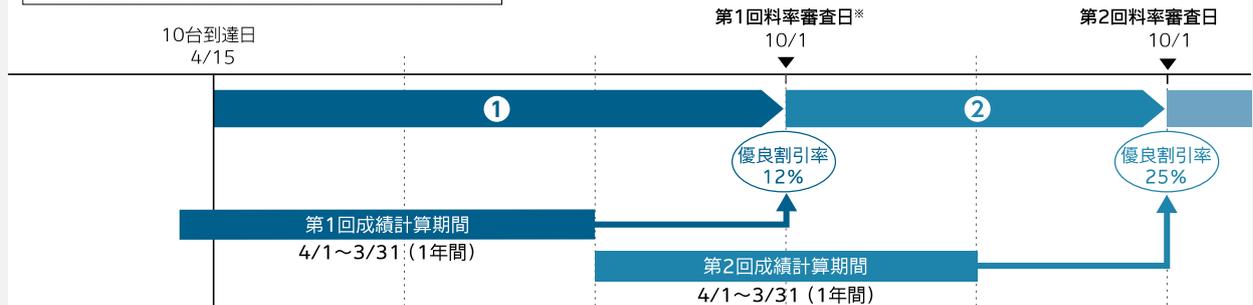
10台到達日時点	成績計算期間	
	第1回料率審査	第2回以降の料率審査
全車両一括特約をセットする契約	10台到達日の属する月の1日から6か月間	料率審査日の属する月の1日の6か月前の過去1年間
全車両一括特約をセットしない契約	10台到達日の属する月の1日から1年間	



10台到達日に全車両一括特約をセットする場合



10台到達日に全車両一括特約をセットしない場合



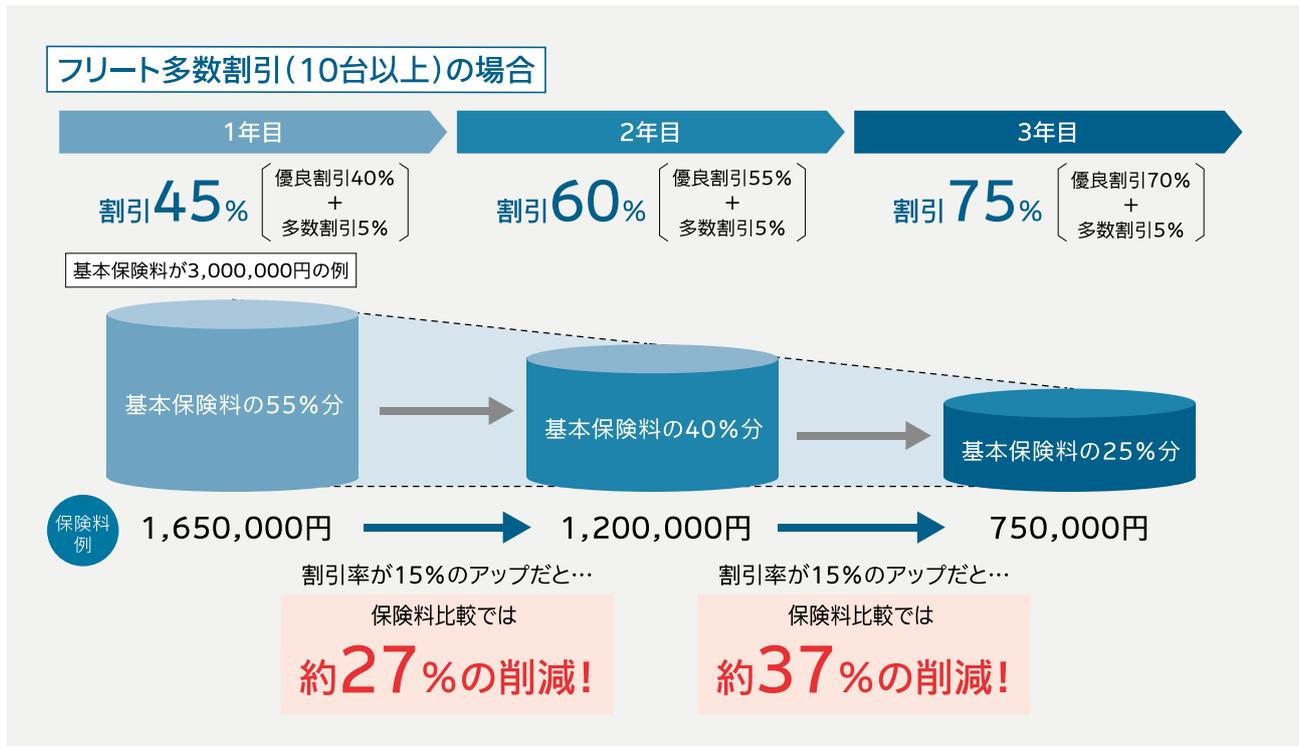
※全車両一括特約をセットしない場合の第1回成績計算期間は、10台到達日の1年6か月後の応当日の属する月の初日を第1回料率審査日とします。

- ① この期間にご契約期間の初日があるご契約については、自動車1台ごとにノンフリート等級別料率と事故有係数適用期間が適用されます。
- ② この期間にご契約期間の初日があるご契約については、すべての自動車に第1回料率審査で決定されたフリート割増引率が適用されます。

3. 安全運転対策による事故防止と保険料削減効果

ドライバーの安全運転を徹底し事故を防ぐことで、損害率が改善され保険料を削減することができます。

コスト削減の決定打!



安全運転対策おすすめサービス



ドライブレコーダーを活用した事業者向け事故防止サービス

SMILING ROAD
ウェブサイトはこちら

SMILING ROAD
スマイリングロード



「スマイリングロード」は、経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動を支援します。

自発的な安全運転



ドライバー



業務効率化



経営者・管理者

- みえる** ドライバーの運転の実態が見える
- わかる** ドライバーへの指導方法がわかる
- ほめる** ほめることで安全運転意識を継続する

サービス利用料金

1台あたり
月々 **1,200**円(税込)

初期費用は不要です。最低1台からお申込可能です。

オプション品 インカメラ・リアカメラ



1台あたり
月々 各 **200**円(税込)

サービスの詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

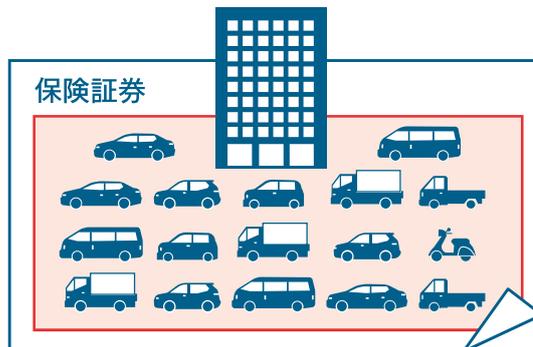
04

おすすめの契約方式「全車両一括特約」

全車両一括特約は、すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約される場合にセットすることができます。

なお、1保険証券のご契約期間の初日における契約台数が10台以上あることが条件となります。

一般のフリート契約と比較して、お得で便利な内容となっています。



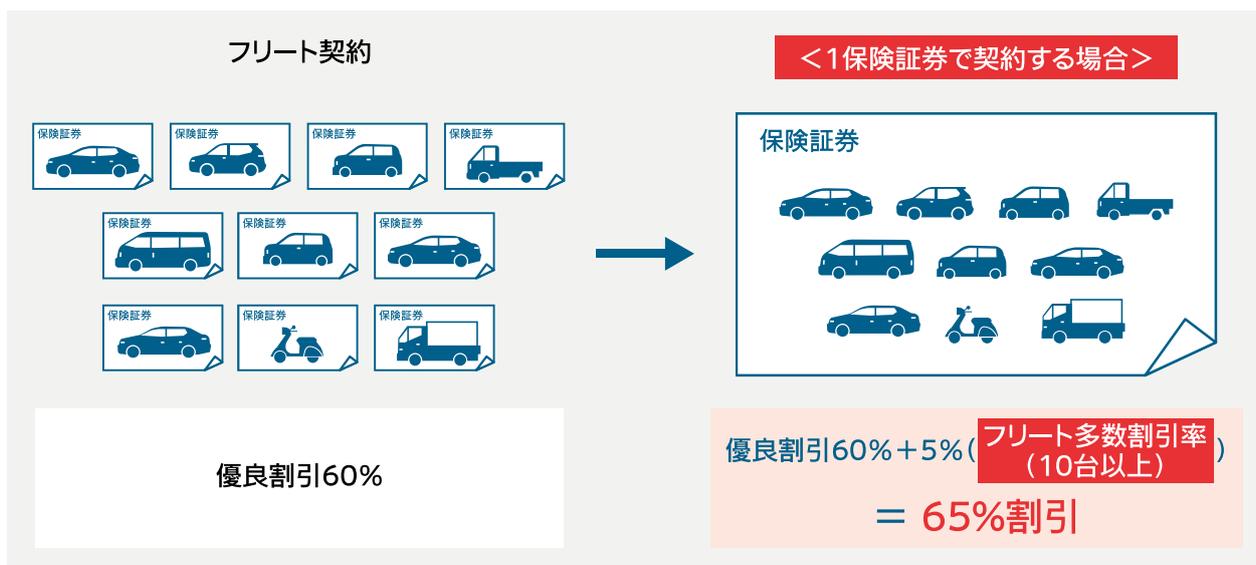
1. お得な保険料

①5%のフリート多数割引(10台以上)が必ず適用されます。

全車両一括特約をセットしてご契約いただくと、5%のフリート多数割引(10台以上)が必ず適用されます。

また、ご契約期間の途中で新たに取得された自動車についても適用されます。

(注)一定の条件を満たす場合は、自動車を複数の保険証券に分けて契約することができます。



②変更保険料の計算方法が日割計算となります。

増車^{※1}などの追加保険料のお支払い、減車^{※2}などの保険料の返還のいずれの場合でも、日数に応じた日割計算となり、月割計算を適用するご契約に比べ、一般的にお得になります。

(注)ご契約をすべて解約する場合は、月割計算となることがあります。

※1「増車」とは、新たに取得された「所有・使用する自動車」を、現存するご契約に明細追加することをいいます。

※2「減車」とは、ご契約の自動車を廃車・譲渡・返還した場合にご契約の明細を解約することをいいます。

③分割払でも割増はありません。

保険料総額に関係なく、右記の回数で割増なしで分割払ができます。

また、お支払方法は口座振替払、クレジットカード払(登録方式)、請求書払から選択いただけます。

(注)ご契約期間が1年未満の場合^{*}については、その保険期間月数に応じた回数とします。

※現存するご契約の保険証券に保険期間の途中で新たな自動車を明細追加する場合を除きます。

分割できる回数
2・4・6・12回

2. 簡単な事務手続き

① すべての「所有・使用する自動車」のご契約手続きを一度に行うことができます。

すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でまとめてご契約いただく方式です。すべての自動車のご契約期間が統一されますので、継続のお手続きも一度に行うことができ、自動車の管理も容易になります。

② 新たに自動車を取得された場合でも、取得されたその日から自動的に補償されます。

ご契約期間の途中で新たに取得された自動車も、ご契約の際に定めた用途車種ごとのご契約条件で、お客さまの管理下に入ったときから自動的に補償が開始されます。

③ 自動車の増車や減車のご通知・保険料のお支払手続きは、毎月1回でOKです。

ご契約期間の途中で自動車を取得または廃車するなど、自動車の増車や減車があった場合でも、一定の条件を満たす場合は1か月分をまとめてご契約の際に定めた通知日にご通知いただき、保険料のお支払いをしていただきます。増車や減車が発生する都度、手続きを行っていただく必要はありません。

なお、ご契約内容を変更する場合は、その都度ご通知・保険料のお支払いなどのお手続きが必要になります。



全車両一括特約をセットするには…

全車両一括特約をセットしてご契約いただく場合は、次の手続きが必要となります。

① 新たな自動車保険のご契約手続き

【今回新たに所有・使用する自動車が10台となり、全車両一括特約をセットしてご契約いただく場合】

現在のご契約はすべて解約し、所有・使用する自動車10台をまとめてご契約期間を1年とする保険契約を新たにご契約いただきます（なお、損保ジャパンの自動車保険を解約する場合の保険料計算は、日割計算となります。）。

【現在フリート契約をご契約いただいている、今回新たに全車両一括特約をセットしてご契約いただく場合】

現在のご契約はすべて解約し、ご契約期間を統一して新たにご契約いただきます。なお、次回料率審査日（次回のフリート割増引率適用開始日）までの期間が1年に満たない場合は、次回料率審査日までの短期契約を日割計算でご契約いただきます。

② 増車される自動車に適用するご契約条件の設定

フリート契約をご契約後、ご契約期間の途中で新たに取得される自動車に対して、自動的に適用する用途車種ごとのご契約条件（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・車両保険・人身傷害保険などの基本補償、保険金額、セットする特約など）をあらかじめ決めていただきます。

③ 増車や減車の際の毎月のご通知日・保険料のお支払日の設定

ご契約期間の途中で発生する増車・減車をご通知いただき、保険料のお支払いをしていただく通知日（車両情報をご連絡いただく日）・精算日（保険料のお支払日）を決めていただきます。

通知日・精算日は、毎月一定日となります。

05 フリート契約のQ&A

Q1 ノンフリート契約とフリート契約を任意で選択することはできますか？

A 任意で選択することはできません。ノンフリート契約者とは、「所有・使用する自動車」の「総契約台数」が9台以下、フリート契約者とは「所有・使用する自動車」の「総契約台数」が10台以上のご契約者をいい、ご契約期間の初日が10台到達日以降のご契約は、フリート契約者としてご契約いただきます。

Q2 「所有・使用する自動車」が10台になったら、現在契約しているすべての契約をすぐにフリート契約へ変更しなければいけないのですか？

A [全車両一括特約をセットする場合]
現在契約しているすべてのご契約を解約して、フリート契約としてご契約いただきます。

[全車両一括特約をセットしない場合]
満期日(ご契約期間の末日)まで、現在のご契約(ノンフリート契約)のまま継続していただくことも可能です。
この場合は、10台到達日以降、更新するご契約からフリート契約としてご契約いただきます。
10台到達日以降、新たに取得される自動車は取得されたときからフリート契約としてご契約いただきます。

Q3 保険会社Aに6台、保険会社Bに4台の契約があります。ただし、1年以上を期間として借り受けたリースカーで保険契約者はリース会社になっています。この場合でもフリート契約者となりますか？

A リース契約のご契約期間がすべて1年以上であれば、フリート契約者となります。
ご契約者が「所有・使用する自動車」について、他の保険会社にてご契約いただいている場合や、リース会社が契約者となつてご契約いただいている場合も「総契約台数」に含まれるため、それらを合計して10台以上となればフリート契約者となります。

Q4 全車両一括特約をセットした契約で、複数の保険証券で契約することはできますか？

A 次の3つの条件をすべて満たす場合は可能です。
①ご契約者が「所有・使用する自動車」を本店・支店別などの地区別に管理している場合の管理単位ごと、または用途車種別、型式別など(リースカーとリースカー以外の自動車の別を含みます。)の単位ごとに保険証券を発行する必要がある場合であること。
②保険証券ごと(管理単位ごと)のご契約台数が10台以上あること。
③保険期間の満期日が各保険証券とも同一であること。

Q5 フリート多数割引は、全車両一括特約をセットしていないフリート契約でも適用できますか？

A 適用できます。
全車両一括特約のセットにかかわらず1保険証券で10台以上の場合は、フリート多数割引(10台以上)が適用され、1保険証券で2台以上9台以下の場合は、フリート多数割引(9台以下)が適用されます。

★このパンフレットでご案内するフリート契約は、「SGP(一般自動車保険)」の普通保険約款・特約に基づく内容となっております。

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社リブウェイ(代理店名：保険のiCOM)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-11-1105
TEL:03-6403-0345 FAX:03-6893-3931

URL:<http://hoken-icom.net/>